



発行 東京都

目次

規則

○令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における職員長期勤続休暇の特例に関する規則 (総務局人事部職員支援課) 一

○東京都組織規程の一部を改正する規則 (総務局人事部調査課) 二

告示

○令和二年第四回東京都議会定例会の招集 (財務局主計部議案課) 二

○東京都土地利用基本計画の変更 (都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課) 二

○都市計画の変更 (六件) (同) 二

○介護老人保健施設の開設許可 (福祉保健局高齢社会対策部施設支援課) 三

○介護老人保健施設の廃止 (同) 三

○母子保健法による指定養育医療機関の辞退 (福祉保健局少子社会対策部家庭支援課) 四

○都道の区域変更 (建設局道路管理部路政課) 四

○式根島港臨港地区及び分区の指定 (港湾局離島港湾部管理課) 六

○元町港臨港地区における分区の指定 (同) 七

○岡田港臨港地区における分区の指定 (同) 八

○波浮港臨港地区における分区の指定 (同) 九

○新島港臨港地区における分区の指定 (同) 一〇

○神津島港臨港地区における分区の指定 (同) 一一

○三池港臨港地区における分区の指定 (同) 三

○大久保港臨港地区における分区の指定 (同) 三

○神湊港臨港地区における分区の指定 (同) 四

○八重根港臨港地区における分区の指定 (同) 五

○二見港臨港地区における分区の指定 (同) 六

○沖港臨港地区における分区の指定 (同) 七

規則(教)

○令和二年十二月三十一日が期間の終期となる学校職員における学校職員の長期勤続休暇の特例に関する規則 (同) 六

規程(交)

○令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における東京都交通局企業職員の長期勤続休暇の特例に関する規程 (同) 六

規程(水)

○令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における東京都水道局職員の長期勤続休暇の特例に関する規程 (同) 六

規程(下水)

○令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における東京都下水道局企業職員の長期勤続休暇の特例に関する規程 (同) 六

規則

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における職員長期勤続休暇の特例に関する規則を公布する。

令和二年十一月二十日

東京都知事 小池百合子

東京都規則第八十九号

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における職員長期勤続

休暇の特例に関する規則

令和二年十二月三十一日が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成七年東京都規則第五十五号)第二十六条の二第二項第一号及び第二号並びに同条第三

項各号に規定する期間の終期となる職員における同条の規定の適用については、当該職員における期間の終期を令和三年十二月三十一日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十一月二十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表四 八の部同 立川児童相談所の項中「立川市曙町三丁目十番十九号」を「立川市柴崎町二丁目二十一番十九号」に改める。

附則

この規則は、令和二年十一月二十四日から施行する。

告示

●東京都告示第四百十二号

令和二年第四回東京都議会定例会を、十一月三十日に招集する。

令和二年十一月二十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第四百十三号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）に基づく東京都土地利用基本計画を変更したので、同法第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、右の内容については、東京都都市整備局都市づくり政策部において閲覧すること

とができる。

令和二年十一月二十日

東京都知事 小池 百合子

東京都土地利用基本計画変更の要旨

大島町、新島村、神津島村、三宅村、八丈町及び小笠原村における都市地域の一部を変更した。

●東京都告示第四百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により大島都市計画区域を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により告示する。

令和二年十一月二十日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画区域の 変更に係る土地の区域

名称

大島都市計画区 追加する部分

大島町元町一丁目地先、元町二丁目地先、岡田字横町地先、波浮港地先、差木地下原地先及び野増地先各地方

●東京都告示第四百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により新島都市計画区域を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により告示する。

令和二年十一月二十日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画区域の 変更に係る土地の区域

名称

新島都市計画区 追加する部分

新島村字黒根地先、若郷地先及び字檜山地先各地方

●東京都告示第千四百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により神津都市計画区域を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により告示する。

令和二年十一月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画区域の
名称 変更に係る土地の区域

域 神津都市計画区 追加する部分

神津島村九番一地先、十八番、同番地先、十九番、同番地先、三十六番地先、三十七番一、同番一地先、三十七番二、同番二地先、字高嶺地先及び字榎木が沢地先各地方内

●東京都告示第千四百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により三宅都市計画区域を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により告示する。

令和二年十一月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画区域の
名称 変更に係る土地の区域

域 三宅都市計画区 追加する部分

三宅村坪田地先、伊豆地先、伊ヶ谷地先及び阿古地先各地方内

●東京都告示第千四百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により八丈都市計画区域を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により告示する。

令和二年十一月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画区域の
名称 変更に係る土地の区域

域 八丈都市計画区 追加する部分

八丈町三根地先、大賀郷地先、末吉地先及び中之郷地先各地方内

●東京都告示第千四百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により小笠原都市計画区域を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により告示する。

令和二年十一月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画区域の
名称 変更に係る土地の区域

域 小笠原都市計画 追加する部分

小笠原村父島字東町地先、字清瀬地先及び字奥村地先並びに母島字静沢地先及び字元地地先各地方内

●東京都告示第千四百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第一項の規定により介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第百四条の二第一号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百三十七条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年十一月二十日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 介護保健施設サービス

開設者の名称 施設の名称

開設許可年月日

社会福祉法人 介護老人保健 墨田区横網二 令和二年五
創生会 施設 ろうけ 丁目七番十三 月一日
号 号 号

医療法人社団 介護老人保健 国立市青柳三 令和二年七
国立あおやぎ 施設国立あお 丁目二番地の 月一日
会 やぎ苑みのわ 四 通り

●東京都告示第千四百二十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十九条第二項の規定により介護老人保健施設の廃止の届出があったので、同法第百四条の二第二号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百三十七条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年十一月二十日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 介護保健施設サービス

開設者の名称 施設の名称

廃止年月日

社会福祉法人 介護老人保健 墨田区横網二 令和二年五

爲宝会

施設 ろうけ 丁目七番十三 月一日
ん隅田秋光園 号

●東京都告示第千四百二十二号

母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十条第五項の規定に基づき指定した指定養育医療機関から、次のとおり辞退の申出があった。

令和二年十一月二十日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 所在地 開設者 辞退年月日

国家公務員共 千代田区九 松元 崇 令和二年十月
済組合連合会 段南一丁目 一日
九段坂病院 六番十二号

●東京都告示第千四百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十一月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

東京都知事 小 池 百合子




一 路線名 父島循環

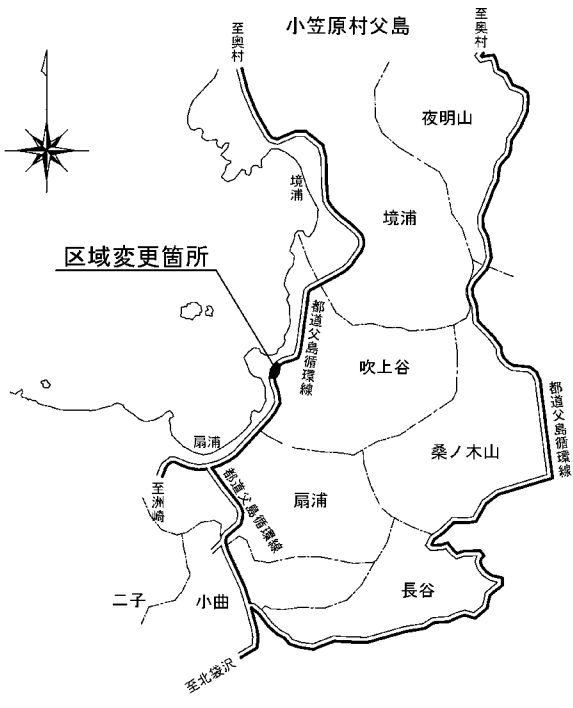
二 変更の区間 小笠原村父島字吹上谷十三番一地内から
同所十六番一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

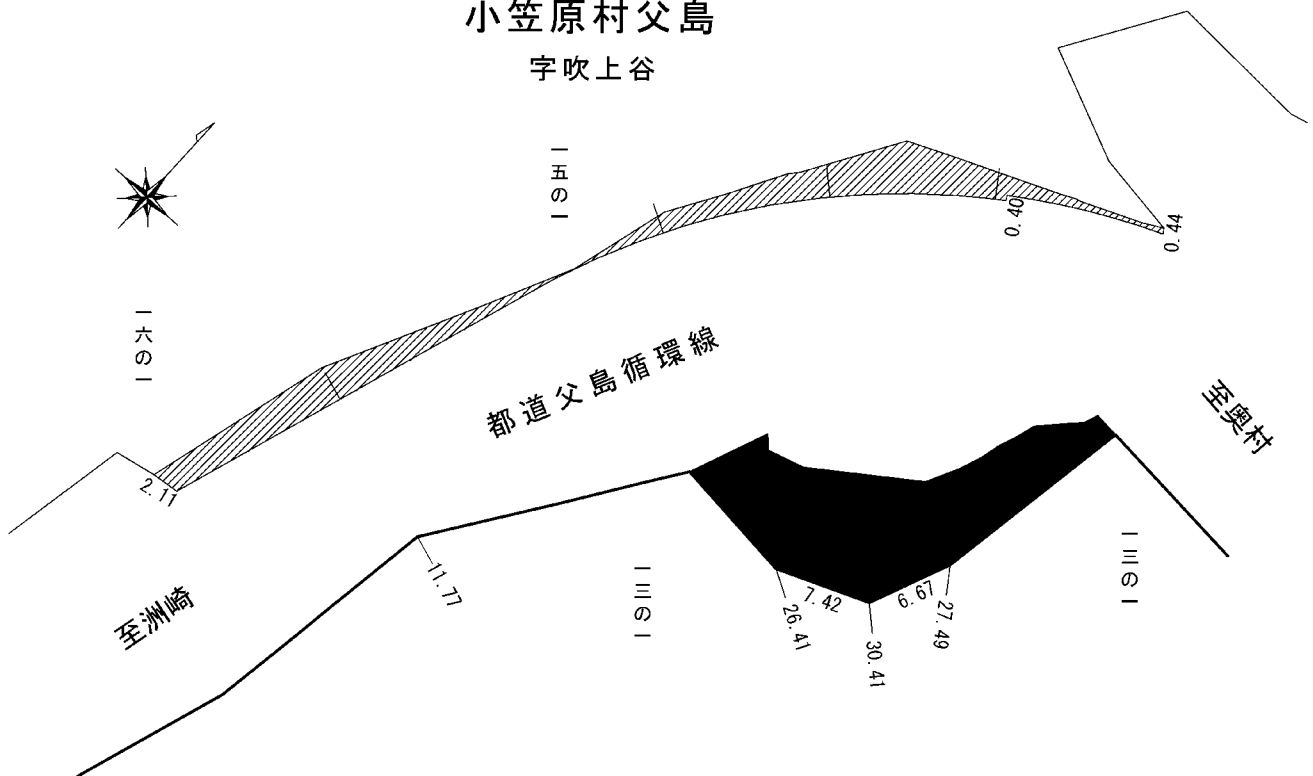
別図

都道父島循環線区域変更略図
小笠原村父島字吹上谷地内

	廃止区域	延長	面積
		七四・五四メートル	一三四・一二平方メートル
	編入区域	延長	面積
		四〇・七四メートル	一九八・九七平方メートル
	都道		



小笠原村父島
字吹上谷



●東京都告示第四百二十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第三十八条第一項の規定に基づき式根島港における臨港地区の区域を指定し、及び法第三十九条第一項の規定に基づき当該臨港地区の分区を指定したので、法第三十八条第八項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十一月二十日

式根島港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小 池 百合子

一 臨港地区の区域

新島村式根島地内及び地先 一・六六ヘクタール（別

図表示のとおり）

二 臨港地区の分区

商港区 新島村式根島地内及び地先（別図表示のとおり）

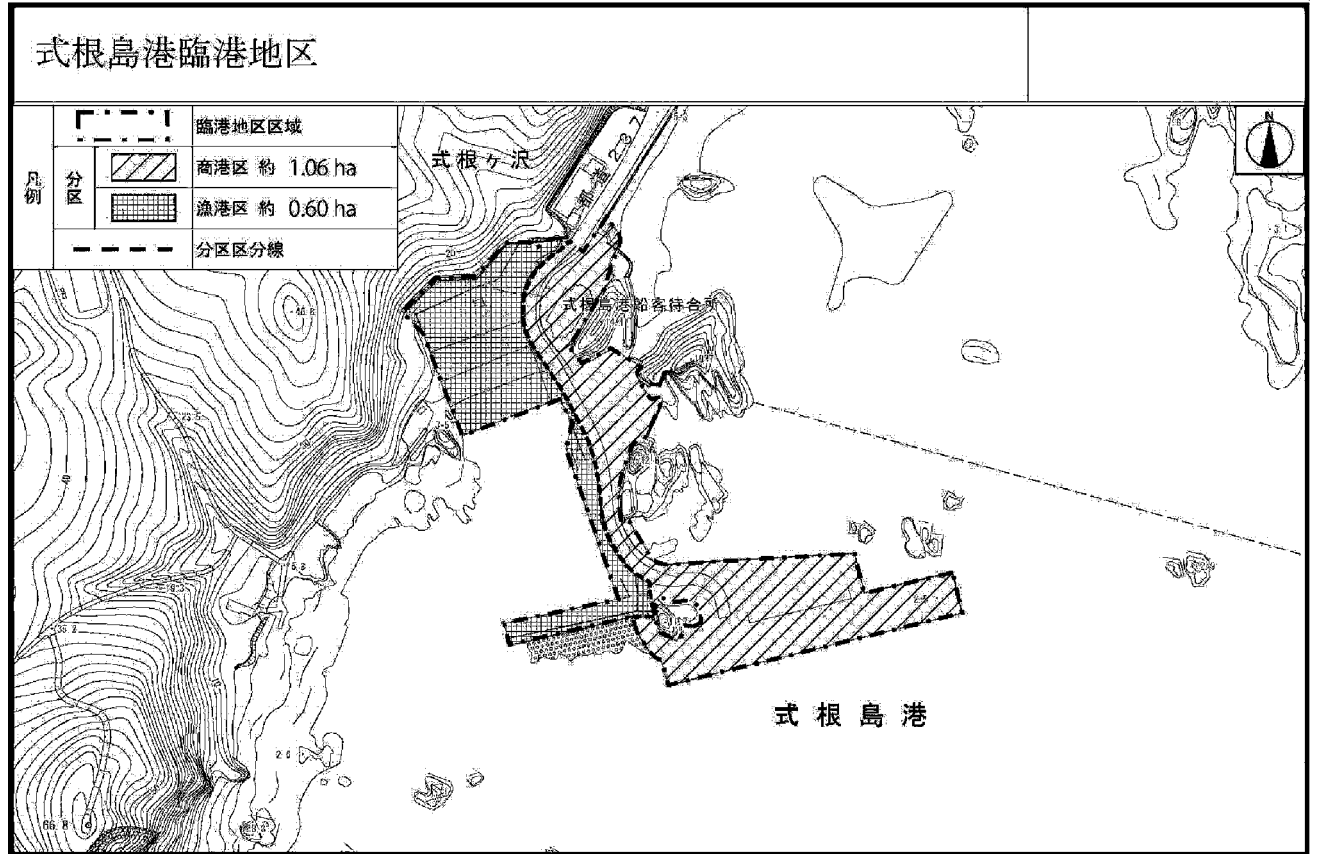
漁港区 同右

三 縦覧場所

東京都港湾局離島港湾部

新宿区西新宿二丁目八番一号

〔別図〕



●東京都告示第千四百二十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定に基づき、元町港の臨港地区の分区を指定したので、次のとおり告示する。

令和二年十一月二十日

元町港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小 池 百合子

一 臨港地区の分区

商港区 大島町元町一丁目地内、同所地先及び同町元町二丁目地先（別図表示のとおり）

二 縦覧場所

東京都港湾局離島港湾部
新宿区西新宿二丁目八番一号

[別図]

大島都市計画臨港地区 元町港臨港地区 分区図



●東京都告示第千四百二十六号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定に基づき、岡田港の臨港地区の分区を指定したので、次のとおり告示する。

令和二年十一月二十日

岡田港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

一 臨港地区の分区

商港区 大島町岡田字横町地内及び同地先(別図表示のとおり)

漁港区 大島町岡田字横町地先(別図表示のとおり)

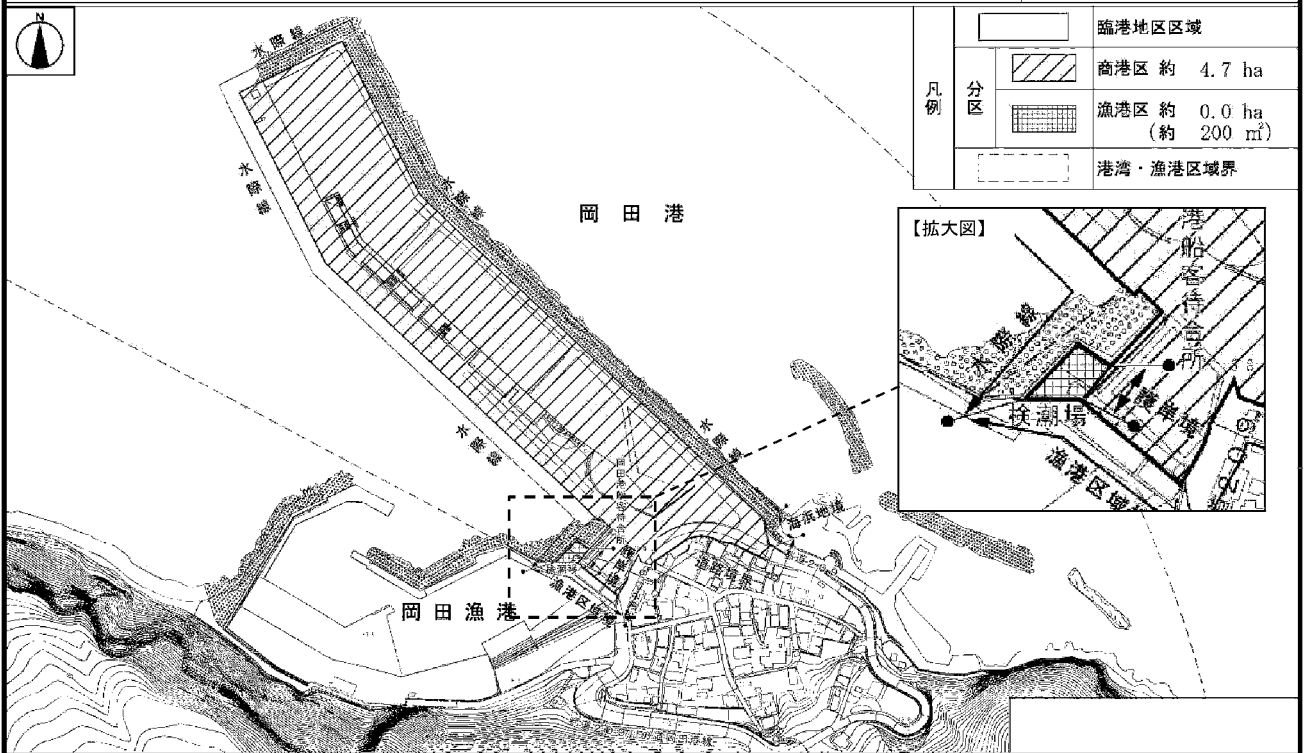
二 縦覧場所

東京都港湾局離島港湾部

新宿区西新宿三丁目八番一号

[別図]

大島都市計画臨港地区 岡田港臨港地区 分区図



●東京都告示第千四百二十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定に基づき、波浮港の臨港地区の分区を指定したので、次のとおり告示する。

令和二年十一月二十日

波浮港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

一 臨港地区の分区

商港区 大島町波浮港地内、同地先、同町差木地字下原及び同地先（別図表示のとおり）

漁港区 同右（別図表示のとおり）

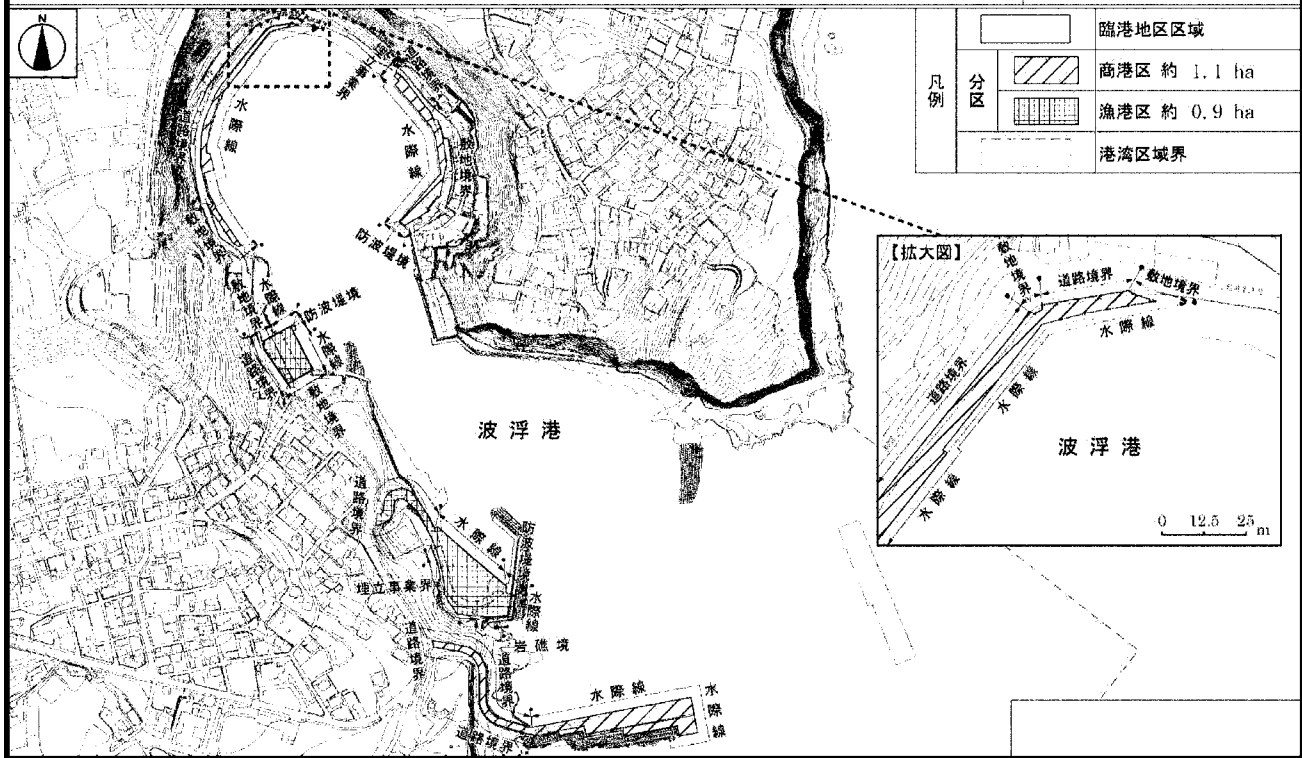
二 縦覧場所

東京都港湾局離島港湾部

新宿区西新宿三丁目八番一号

〔別図〕

大島都市計画臨港地区 波浮港臨港地区 分区図



●東京都告示第千四百二十八号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定に基づき、新島港の臨港地区の分区を指定したので、次のとおり告示する。

令和二年十一月二十日

新島港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

一 臨港地区の分区

商港区 新島村字黒根地内及び同地先(別図表示のとおり)

漁港区 新島村字黒根地内、同地先及び同村本村六丁目地内(別図表示のとおり)

修景厚生港区 新島村字黒根地内(別図表示のとおり)

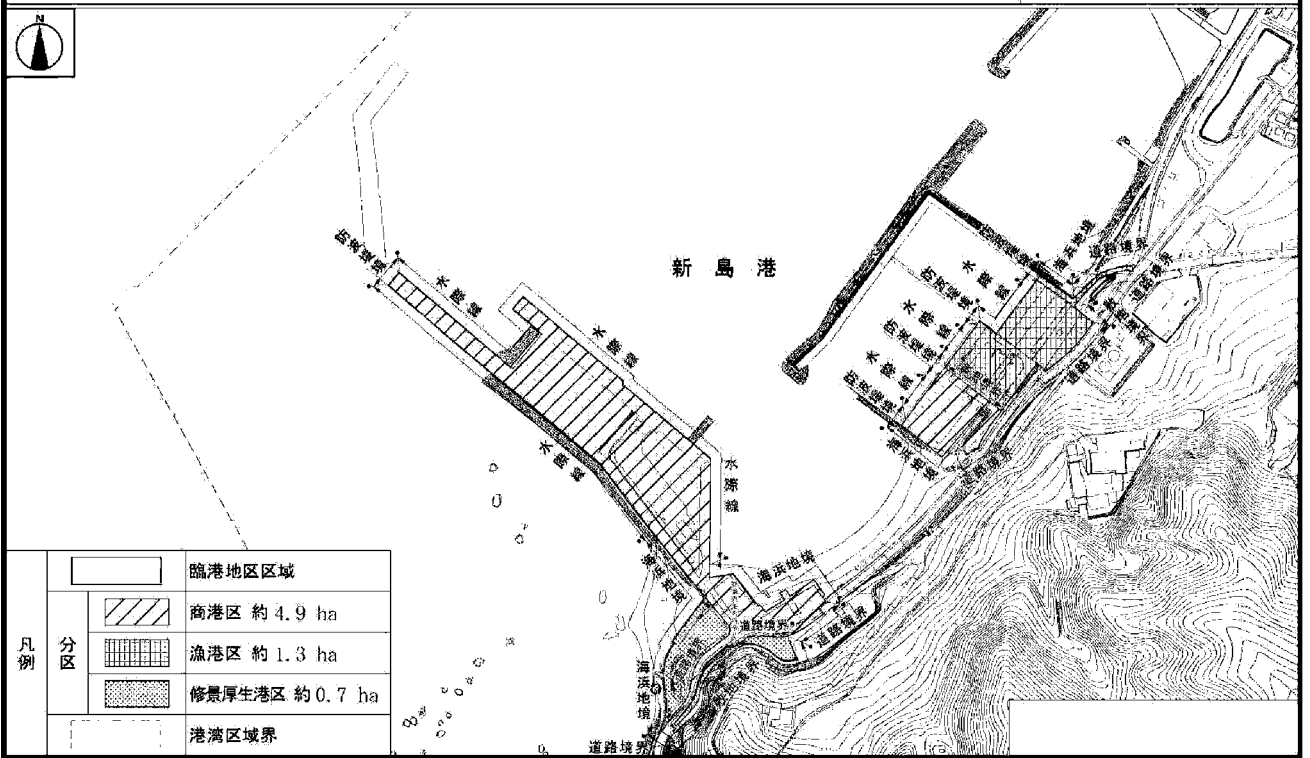
二 縦覧場所

東京都港湾局離島港湾部

新宿区西新宿三丁目八番一号

[別図]

新島都市計画臨港地区 新島港臨港地区 分区図



●東京都告示第四百二十九号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定に基づき、神津島港の臨港地区の分区を指定したので、次のとおり告示する。

令和二年十一月二十日

神津島港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

一 臨港地区の分区

商港区 神津島村三十七番一地内、同番一地先、同番二地内及び同番二地先(別図表示のとおり)

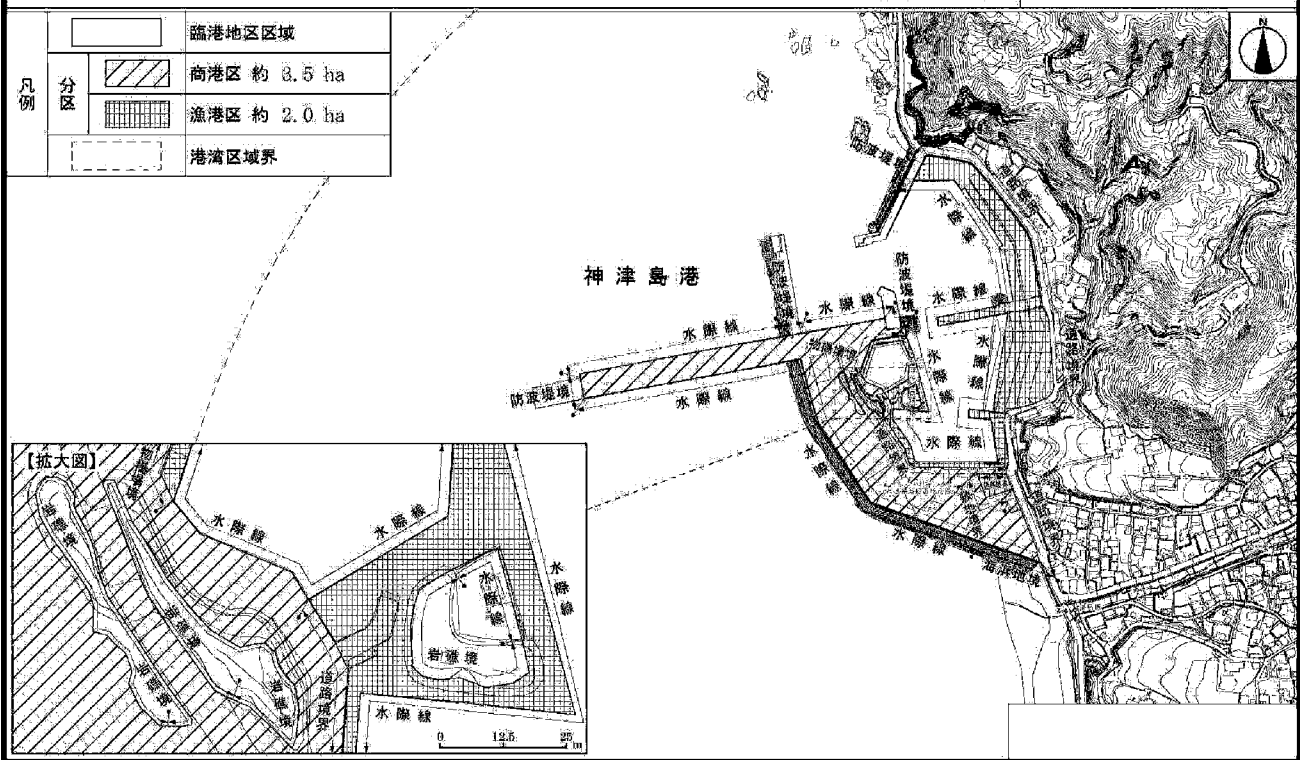
漁港区 神津島村九番一地内、同番一地先、同村十八番地内、同番地先、同村十九番地内、同番地先、同村三十五番地内、同村三十六番地内、同番地先、同村三十七番一地内、同番一地先、同村三十七番二地内、同村字高嶺地内及び同地先(別図表示のとおり)

二 縦覧場所

東京都港湾局離島港湾部
新宿区西新宿二丁目八番一号

[別図]

神津都市計画臨港地区 神津島港臨港地区 分区図



●東京都告示第千四百三十号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定に基づき、三池港の臨港地区の分区を指定したので、次のとおり告示する。

令和二年十一月二十日

三池港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

一 臨港地区の分区

商港区 三宅村坪田地内及び同地先(別図表示のとおり)

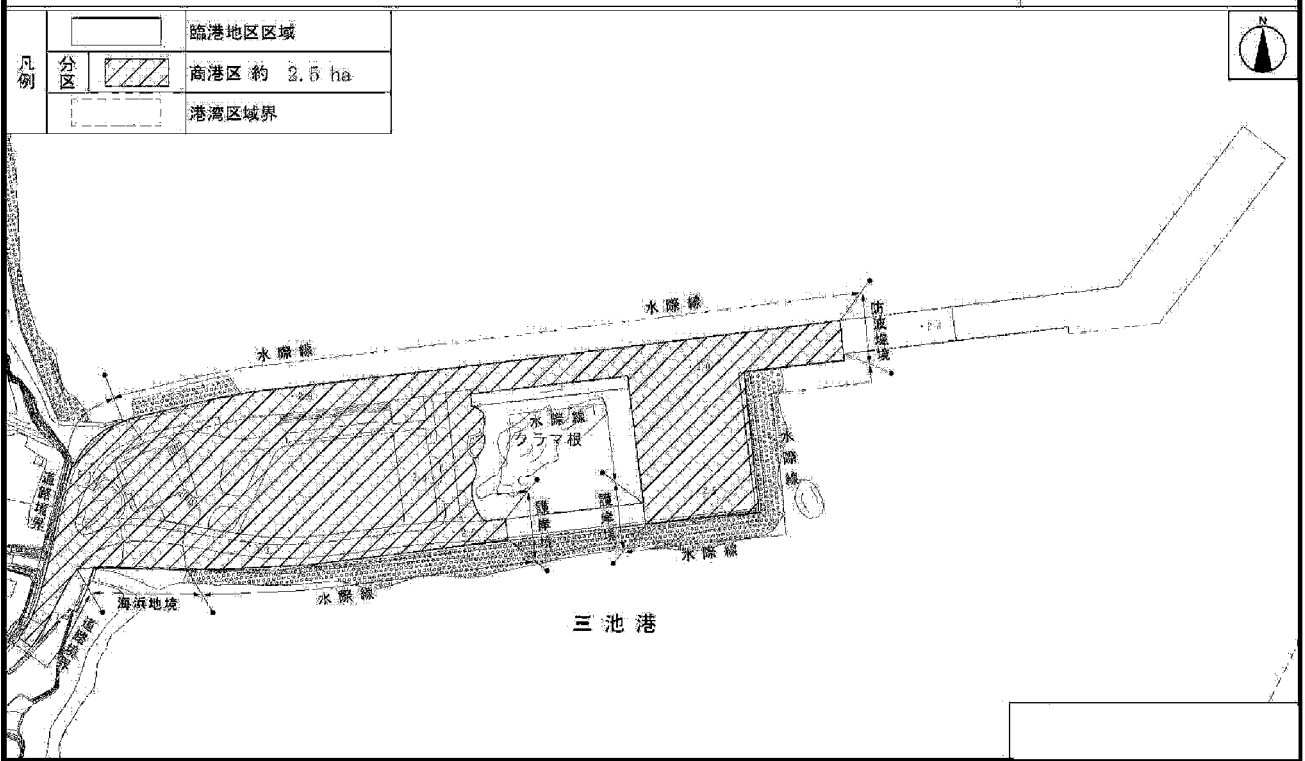
二 縦覧場所

東京都港湾局離島港湾部

新宿区西新宿三丁目八番一号

[別図]

三宅都市計画臨港地区 三池港臨港地区 分区図



●東京都告示第千四百三十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定に基づき、大久保港の臨港地区の分区を指定したので、次のとおり告示する。

令和二年十一月二十日

大久保港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小 池 百合子

一 臨港地区の分区

商港区 三宅村伊豆地先（別図表示のとおり）

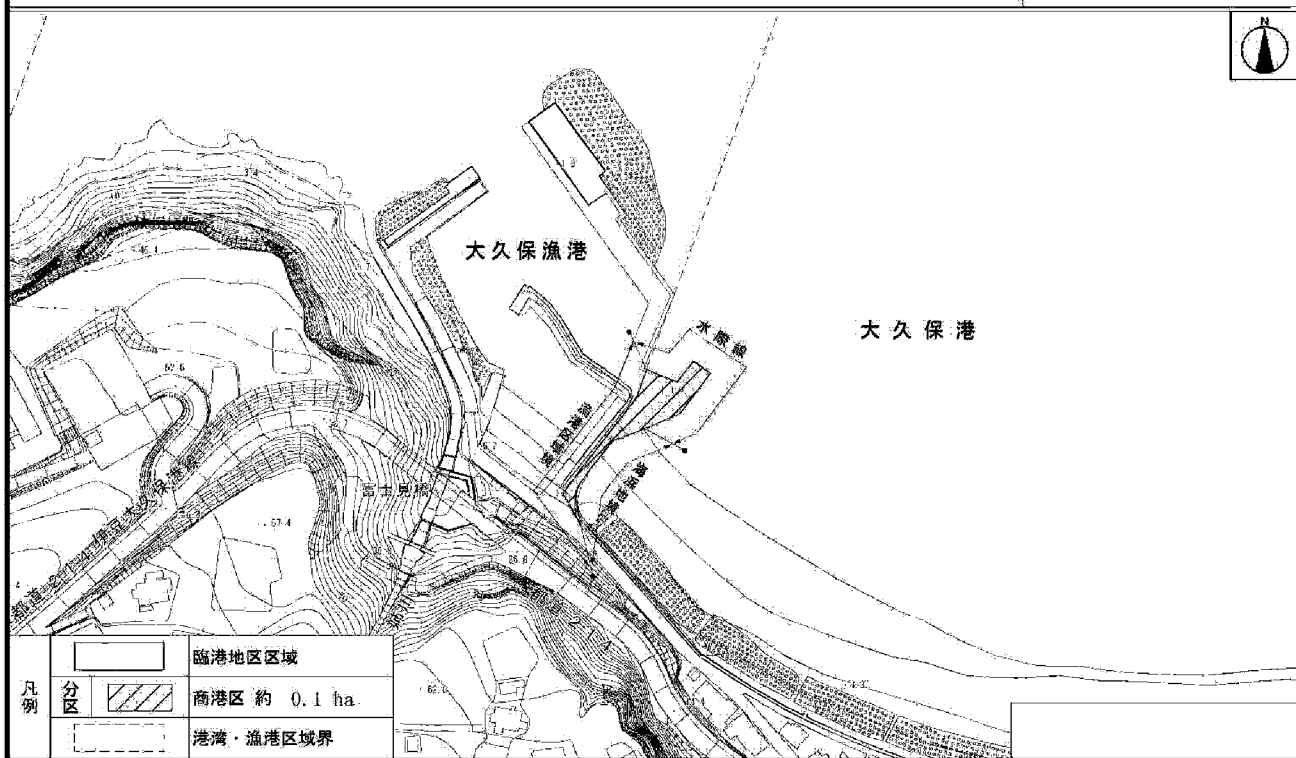
二 縦覧場所

東京都港湾局離島港湾部

新宿区西新宿二丁目八番一号

〔別図〕

三宅都市計画臨港地区 大久保港臨港地区 分区図



●東京都告示第千四百三十二号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定に基づき、神湊港の臨港地区の分区を指定したので、次のとおり告示する。

令和二年十一月二十日

神湊港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

一 臨港地区の分区

商港区 八丈町三根地内及び同地先(別図表示のとおり)

漁港区 同右(別図表示のとおり)

修景厚生港区 同右(別図表示のとおり)

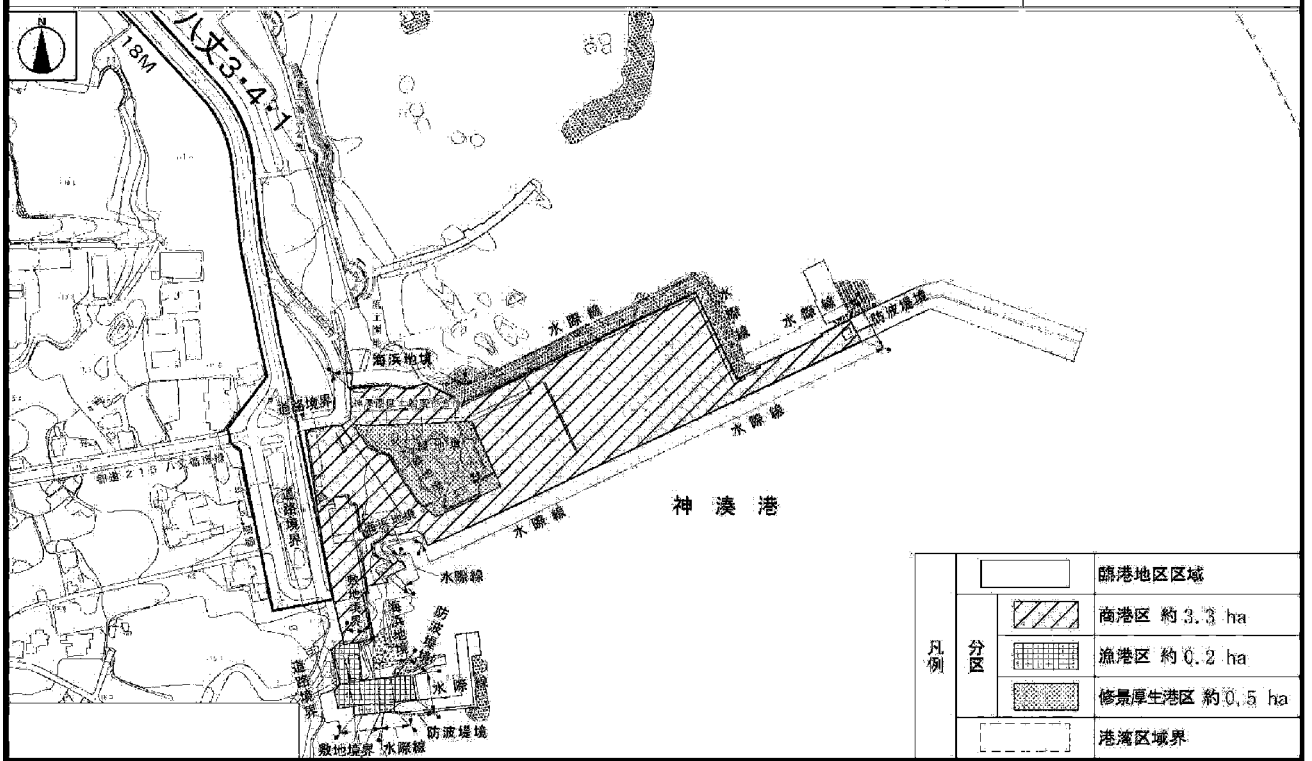
二 縦覧場所

東京都港湾局離島港湾部

新宿区西新宿二丁目八番一号

[別図]

八丈都市計画臨港地区 神湊港臨港地区 分区図



●東京都告示第千四百三十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定に基づき、八重根港の臨港地区の分区を指定したので、次とおり告示する。

令和二年十一月二十日

八重根港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小 池 百合子

一 臨港地区の分区

商港区 八丈町大賀郷地内及び同地先（別図表示のとおり）

修景厚生港区 八丈町大賀郷地内（別図表示のとおり）

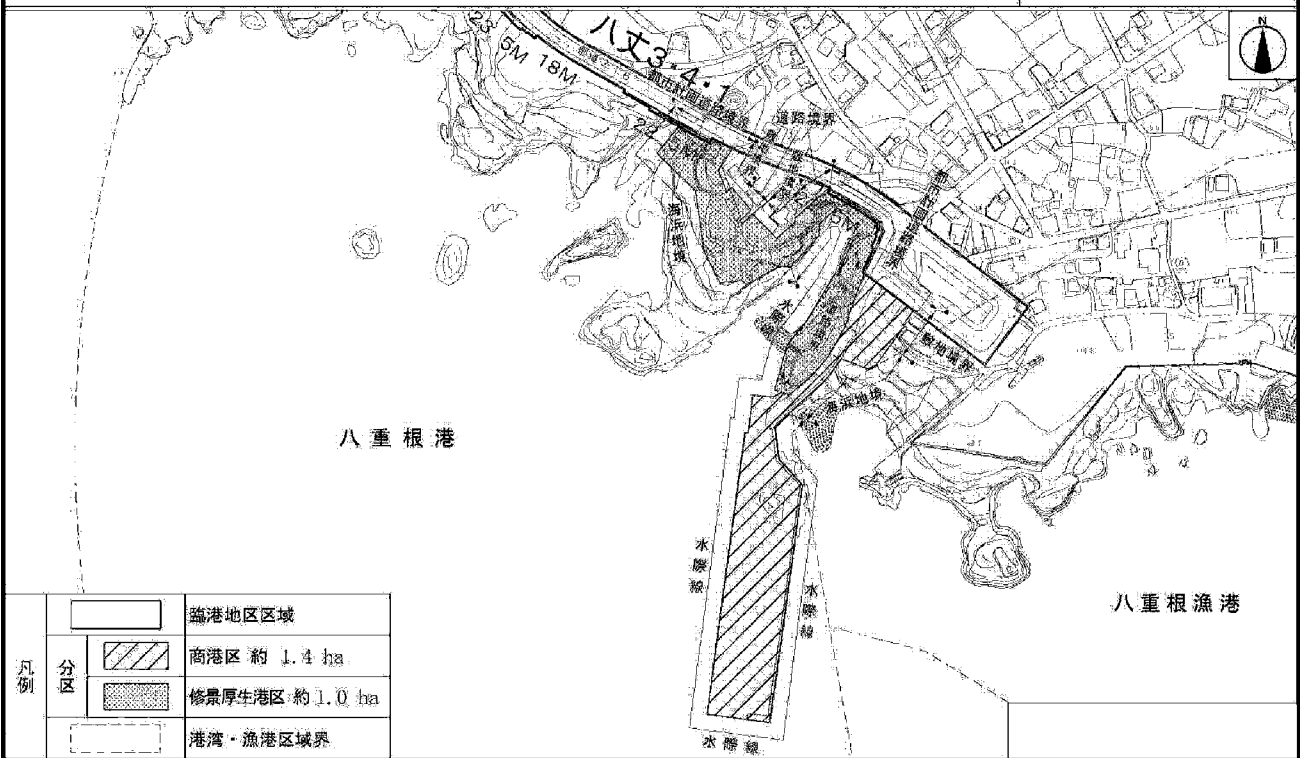
二 縦覧場所

東京都港湾局離島港湾部

新宿区西新宿二丁目八番一号

〔別図〕

八丈都市計画臨港地区 八重根港臨港地区 分区図



●東京都告示第千四百三十四号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定に基づき、二見港の臨港地区の分区を指定したので、次のとおり告示する。

令和二年十一月二十日

二見港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

一 臨港地区の分区

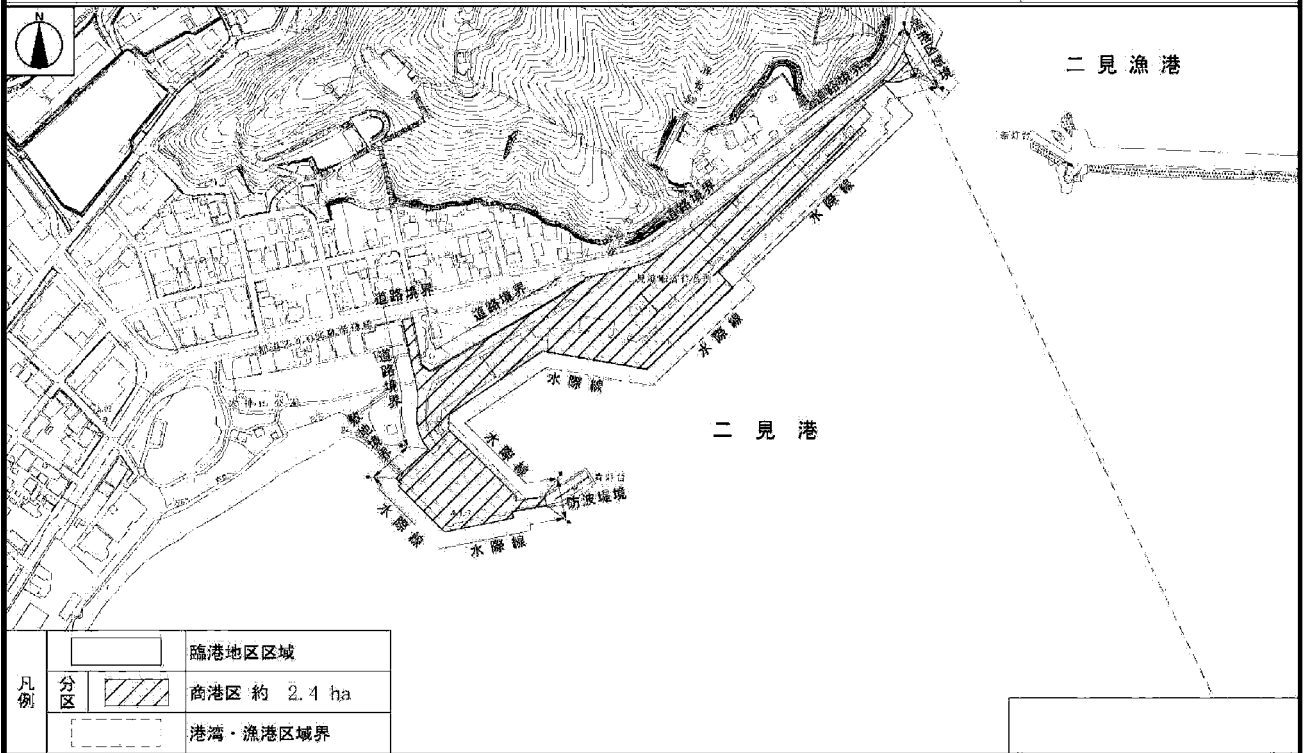
商港区 小笠原村父島字東町地内、同地先、同村父島字清瀬地内及び同地先(別図表示のとおり)

二 縦覧場所

東京都港湾局離島港湾部
新宿区西新宿二丁目八番一号

[別図]

小笠原都市計画臨港地区 二見港臨港地区 分区図



●東京都告示第千四百三十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定に基づき、沖港の臨港地区の分区を指定したので、次のとおり告示する。

令和二年十一月二十日

沖港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

一 臨港地区の分区

商港区 小笠原村母島字静沢地先及び同村母島字元地地先（別図表示のとおり）

漁港区 小笠原村母島字静沢地先（別図表示のとおり）

マリナーナ港区 同右（別図表示のとおり）

修景厚生港区 同右（別図表示のとおり）

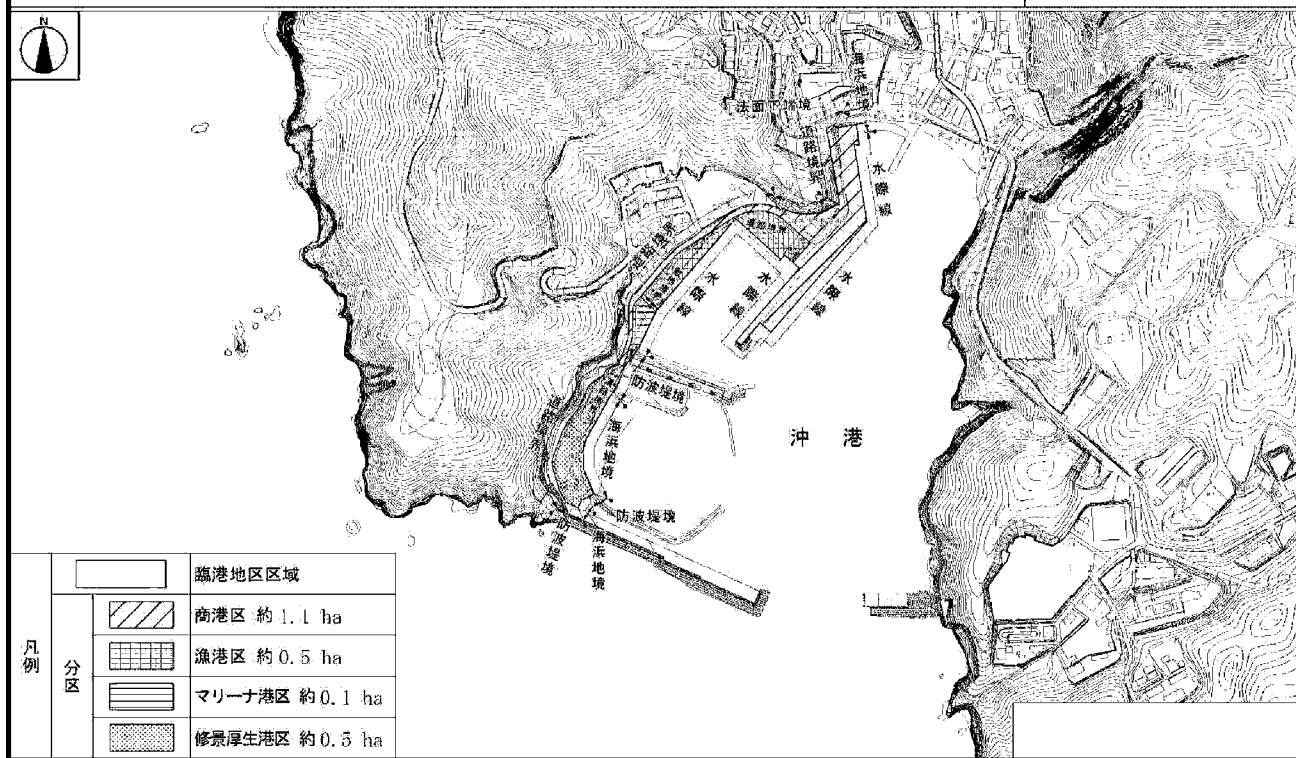
二 縦覧場所

東京都港湾局離島港湾部

新宿区西新宿二丁目八番一号

〔別図〕

小笠原都市計画臨港地区 沖港臨港地区 分区図



規則(教)

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる学校職員における学校職員の長期勤続休暇の特例に関する規則を公布する。

令和二年十一月二十日

東京都教育委員会

東京都教育委員会規則第四十二号

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる

学校職員における学校職員の長期勤続休暇の

特例に関する規則

令和二年十二月三十一日が学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成七年東京都教育委員会規則第五号)第二十七条の二第二項第一号及び第二号並びに同条第三項各号に規定する期間の終期となる職員における同条の規定の適用については、当該職員における期間の終期を令和三年十二月三十一日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規程(交)

交通局規程第九十三号

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における東京都交通局企業職員の長期勤続休暇の特例に関する規程を次のように定める。

令和二年十一月二十日

東京都交通局長 内藤 淳

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における東京都交通局企業職員の長期勤続休暇の特例に関する規程

令和二年十二月三十一日が東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年交通局規程第十四号)第二十六条の二第二項第一号及び第二号並びに同条第三項各号に規定する期間の終期となる職員における同条の規定の適用については、当該職員における期間の終期を令和三年十二月三十一日とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

規程(水)

東京都水道局管理規程第三十八号

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における東京都水道局職員の長期勤続休暇の特例に関する規程を次のように定める。

令和二年十一月二十日

東京都水道局長 浜 佳葉子

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における東京都水道局職員の長期勤続休暇の特例に関する規程

令和二年十二月三十一日が東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都水道局管理規程第四号)第三十条の二第二項第一号及び第二号並びに同条第三項各号に規定する期間の終期となる職員における同条の規定の適用については、当該職員における期間の終期を令和三年十二月三十一日とする。

附則
この規程は、公布の日から施行する。

規程(下水)

東京都下水道局管理規程第四十四号

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における東京都下水道局企業職員の長期勤続休暇の特例に関する規程を次のように定める。

令和二年十一月二十日

東京都下水道局長 和賀井 克夫

令和二年十二月三十一日が期間の終期となる職員における東京都下水道局企業職員の長期勤続休暇の特例に関する規程

令和二年十二月三十一日が東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都下水道局管理規程第二号)第三十条の二第二項第一号及び第二号並びに同条第三項各号に規定する期間の終期となる職員における同条の規定の適用については、当該職員における期間の終期を令和三年十二月三十一日とする。

附則
この規程は、公布の日から施行する。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
定価 一箇月 六、六〇〇円
印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001
電話 〇三(五三三二)一一一一(代) (郵送料を含む)
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

